

業 者 特 定 理 由 書

名称	地下鉄駅業務等
特定業者	一般財団法人 札幌市交通事業振興公社
(特定機種)	
特定理由	本業務は、交通利用者へのサービス増進に関する業務であり、地下鉄事業に関連する極めて公益性・公共性が高く、当局との密接な連携が不可欠な業務である。 業務の履行にあたっては、当局の考え方を遵守し、高い専門的知識、人材育成、経験等の特殊性が強く求められ、サービス向上や効率化のための当局の諸施策に起因する状況変化に対しても、柔軟に対応できなければならない。 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「財団」という。）は、本市が出資して設立した法人であり、交通事業に関連する業務を広く展開することによって、本市交通事業の健全な発展を図ることを目的としている。 財団は、地下鉄の安全・安心な運行のために必要な駅業務経験者のみならず、複雑な料金制度をはじめとする本市交通事業に関する高度な専門知識と豊富な業務経験者を長期間にわたって多数育成し、確保しており、本業務を安定的に遂行し得る唯一の事業者であることから、昭和63年11月の設立時から本業務の受託業者である財団を特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	輸送管理システム運用保守業務
特定業者	株式会社日立製作所北海道支社
(特定機種)	
特定理由	輸送管理システムは、当局独自の仕様により、標記業者が開発・製造したものであるため、運用業務にあたっては、製造メーカーの専門的知識及び占有技術が不可欠である。 また、保守業務についても、輸送管理システムを稼働させるための機器及びソフトウェアを保守・管理維持するものであるため、保守や障害発生時の復旧等には、上記と同様に、本システムの開発業者である標記業者のみが有する知識・技術が必須であり、他に業務を遂行できる業者が存在しない。 従って、本業務の履行が出来るのは標記業者に限定されることから、業者を特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の円滑化を図るため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	札幌市交通局職員健康診断業務
特定業者	札幌市職員共済組合
特定理由	上記団体は、平成8年度より、職員の健康管理に対する意識の向上及び疾病予防による公務能率の向上と健全な労働力の確保、職員及びその家族の支出する医療費の抑制を図ることを目的に、健康管理センターを設置し、それまで任命権者によって異なっていた健診制度を平準化させ、健康診断から保健指導等に至る一貫した健康管理業務を、全市一元的に実施してきている。 交通局には、健康診断の受診対象職員が数百名規模で在籍しており、かつ健診区分及び検査項目についても多岐にわたる。これらを最小限の受診機会で効率的に健康診断を実施するためには、年間を通じて一般健診、特殊健診を同一日に実施することのできる体制を組むことができ、健康診断日程の予約変更等の希望にも柔軟に対応できることが必要である。 また、職員の健康を保持するためには、個々の健診結果データ分析を踏まえた保健指導や、各種検査結果の統計を基に、必要性の高いテーマを選定した健康教育等、職員の効果的・効率的な疾病予防・健康づくりに向けた取組が必要である。 さらに、当該取組を効果的に実施するためには、本局職員の健康状態の特性や検査結果に係る、データを収集・蓄積をし、経年的な変化を把握していることが望ましい。 以上を全て満たし、一体的に健康管理業務の実施体制を組むことができるのは、上記団体だけである。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	制服（運輸・整備）リニューアルに向けた調査・デザイン作成 及び試作品仕様書作成業務委託
特定業者	公益財団法人 日本ユニフォームセンター（NUC）
（特定機種）	
特定理由	本業務は、制服のリニューアルに向け、交通事業者の特殊性を踏まえた安全確保や作業効率向上等の多岐にわたる調査・企画を行うものであり、高度な専門性が不可欠である。契約の相手方である公益財団法人日本ユニフォームセンター（NUC）は、以下の理由から本業務を遂行できる唯一の事業者である。 第一に、次期制服の量産発注における「公平性の担保」である。民間業者への委託は、自社に有利な仕様（スペックイン）による競争阻害リスクが高い。一方、同法人は製造・販売部門を持たず、公益法人認定法第5条により会員等への特別の利益供与も禁じられている。この公平性・中立性に基づいて、競争性を確保した仕様書を策定できる唯一の機関である。 第二に、動作解析や積雪寒冷地対応など、科学的根拠に基づいた高度な仕様化能力を有しているほか、交通事業者の制服等のコンサルティング実績も数多く有する事業者である。 第三に、制服を着用する職員の意識調査からユニフォームデザイン、試作品作成に係る仕様書の作成までの全工程を一貫して実施できる体制を有しており、当局の企画意図の確実な反映と業務効率化が期待できる。 以上より、公共性、専門的知見、一貫体制の3つの条件を満たす事業者は同法人しかいないため、随意契約することとした。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7015

名称	二十四軒駅空調機修理(東芝製)
特定業者	札幌日信電子(株)
(特定機種)	二十四軒駅：日本キャリア(株)製ROG-1255HTM
特定理由	本業務は日本キャリア製の空調機修理業務をおこなうものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があること、日本キャリア製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されているため、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 したがって、標記業者に特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

令和6年5月に 東芝キャリア(株) から 日本キャリア(株) に商号変更

7016

業 者 特 定 理 由 書

名称	東西線8000形車両主電動機洗浄作業
特定業者	日鉄テックスエンジニア株式会社 札幌北都営業所
(特定機種)	
特定理由	東西線8000形車両主電動機は通年業務委託である「東西線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）」の保守整備の対象となっているが、本業務の主電動機洗浄作業は通年業務委託の範囲外であるため新たに当該業務を発注する必要がある。 本業務の履行にあたっては装置の構造・性能・システムに関するメーカー占有の知識及び技術を必要とするため、履行可能業者がメーカーから保守専門会社の指定を受けた標記業者1者に限定される。したがって、保守専門会社であり通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7019

業 者 特 定 理 由 書

名 称	真駒内駅電気室空調機修理（日立製）
特 定 業 者	（株）日立産機システム／北海道支社
（ 特 定 機 種 ）	（株）日立産機システム製 真駒内駅電気室系統空調機 型式 RP-J800AP
特 定 理 由	本業務は日立産機システム製のパッケージエアコンの修理業務を行うものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条 第1項第1号

業 者 特 定 理 由 書

〔設備保守等業務委託〕

名 称	南北線 5000 形車両 T 台車枠探傷検査（超音波探傷検査） 南北線 5000 形車両 T 台車枠探傷検査（磁粉探傷検査）（単価契約）	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	南北線 5000 形車両 T 台車枠
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体を支え、車両走行に必要な装置
	業務内容	T 台車枠探傷検査（超音波探傷検査）
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、南北線5000形車両T台車枠内部のきずの有無を観察する業務である。台車枠は本市独自の仕様により川崎車両㈱（事業継承前：川崎重工業㈱）が設計・製造した台車であり汎用品ではないことから、本業務を実施するためには、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ探傷の精度が確保できないため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業 者 特 定 理 由 書

名称	南北線5000形車両主電動機洗浄作業
特定業者	日鉄デックスエンジニア 札幌北都営業所
(特定機種)	
特定理由	南北線5000形車両主電動機は通年業務委託である「南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）」の保守整備の対象となっているが、本業務の主電動機洗浄作業は通年業務委託の範囲外であるため新たに当該業務を発注する必要がある。 本業務の履行にあたっては装置の構造・性能・システムに関するメーカー占有の知識及び技術を必要とするため、履行可能業者がメーカーから保守専門会社の指定を受けた標記業者1者に限定される。 したがって、保守専門会社であり通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7025

業者特定理由書

名称	南北線5000形車両VVVF装置パワーユニット電流センサー交換
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	V V V F 装置は車両の主電動機に電源を供給するための装置であり、車両の安全な運行に欠かせない装置である。 本件は南北線5000形車両に搭載されている三菱電機(株)製 V V V F 装置の部品交換を行うものであり、履行にあたっては、V V V F 装置製造元であるメーカー占有の知識・技術が必要とする事から、履行可能者が1者に限定されるため特定することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	高速電車車両集電装置基本検討業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	集電装置（5000 形正・負集電器、8000・9000 形負集電器）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	電車線から電気を取り入れる装置と案内軌条に電気を回帰させる装置
	業務内容	構造検討
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、完成品供給事業者の事業撤退となった集電装置（5000形正・負集電器、8000・9000形負集電器）を設計・検討する業務である。本市地下鉄車両の集電装置は独自の仕様であり、製造会社である川崎車両（株）（事業継承前：川崎重工業（株））が設計・製造した台車枠に取り付けるためには、構造、システム全体を熟知している製造会社以外では現車両に適合する集電装置を構造検討できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

7031

業 者 特 定 理 由 書

名称	南北線さっぽろ駅改良に伴う出改札機器移設業務その3、
特定業者	日本信号株式会社北海道支店、
特定理由	本業務は、券売機の撤去と台数変更に伴うソフトウェア変更、動作確認試験を行うものである。 これらの機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、

7032

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線9000形車両蓄電池更新業務
特定業者	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス
(特定機種)	
特定理由	本業務は(株)GSユアサ製アルカリ蓄電池の交換業務を行うものであり、業務の履行にあたっては、アルカリ蓄電池に関する製造者占有の知識・技術を必要とする。 標記業者は、製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社(別添に示す保守専門会社の指定のとおり)である。他の者では適切な業務の履行が見込めず、本業務の履行可能な業者が表記グループ会社に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7034

業者特定理由書

名 称	路面電車 1102 号車砂まき装置取付改修業務
特 定 業 者	アルナ車両株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、アルナ車両株式会社が製造した 1100 形車両 1102 号車について、車両の滑走防止の機能として砂まき装置を追加する改修を行うものである。 業務の履行にあたっては、本車両に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南車両基地信号扱所系統空調機修理(日本ピーマック製) /
特 定 業 者	日本ピーマック(株)札幌営業所 /
(特 定 機 種)	日本ピーマック(株) 南車両基地 : WTP, 38BAM 2台 /
特 定 理 由	本業務は日本ピーマック製の空調機の修理業務を行うものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 /

7041

業 者 特 定 理 由 書

名称	地震計システム保守点検業務
特定業者	株式会社システムアンドデータリサーチ
(特定機種)	
特定理由	本業務は地震計システムを安定して運用するために保守点検を行うものである。 地震計システムは地震が発生した際、震度による点検区間を迅速に決定し、安全が確認できたエリアから運行を早期に再開できるものであるため、システムの安定使用は必要不可欠である。 地震計システムは上記業者が札幌市交通局向けに一から構築したシステムであり、システムに精通している事業者は上記業者一者に限られるため、特定することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7042

業者特定理由書

名称	東西線・東豊線車両空調装置搭載検討業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	東西線8000形車両及び東豊線9000形車両
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	業務内容	搭載方法・候補機種を選定、重量検討
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、東西線8000形車両及び東豊線9000形車両に車内空調装置の搭載検討を行い、搭載実現性を整理する業務である。本市の地下鉄車両は、川崎車両(株)（事業継承前：川崎重工業(株)）が設計・製造しており、本業務を実施するためには、車体構造、車両システム全体を熟知している製造会社以外では実現できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7043

業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両速度発電機空転・滑走対策検討業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	速度発電機
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の速度情報を検出する装置
	業務内容	代替品、速度検出手法の検討
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、東豊線9000形車両の速度発電機において、空転滑走の恐れのない別の速度検出手法を検討し、実現可能な手法を整理する業務である。本市の地下鉄車両は、川崎車両(株)（事業継承前：川崎重工業(株)）が設計・製造しており、本業務を実施するためには、車体構造、車両システム全体を熟知している製造会社以外では実現できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7044

乗付特定理由書

名称	南北線5000形車両ブレーキ装置改造検討業務（試作・試験）	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	基礎ブレーキ装置（ブレーキキャリパ装置、空油変換装置）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の停止に必要な装置
	業務内容	代替品試作、試験検討、
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、完成品供給事業者の事業撤退となった基礎ブレーキ装置（ブレーキキャリパ装置及び空油変換装置）の代替品を検討する業務である。本市地下鉄車両のブレーキシステムは独自の仕様であり、製造会社である川崎車両（事業継承前：川崎重工業）が設計・製造した台車枠に取り付けるためには、構造、システム全体を熟知している製造会社以外では現車両に適合する基礎ブレーキ装置を選定できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

名称	南北線さっぽろ駅改良に伴う出改札機器移設業務その4
特定業者	日本信号株式会社北海道支店
特定理由	本業務は、改札機や券売機の移設や、それに伴うソフトウェア変更、動作確認試験を行うものである。 これらの機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であるため、特定して随意契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両用蓄電池整備
特定業者	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス
(特定機種)	
特定理由	本業務は(株)GSユアサ製アルカリ蓄電池の整備業務を行うものであり、業務の履行にあたっては、アルカリ蓄電池に関する製造者占有の知識・技術を必要とする。 表記業者は、製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社(別添に示す保守専門会社の指定のとおり)であり、他の者では適切な業務の履行が見込めない。 したがって、本業務の履行可能な業者が表記グループ会社に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

267064

業 者 特 定 理 由 書

名 称	真駒内駅真空式温水器修理
特 定 業 者	東テク北海道株式会社
(特 定 機 種)	真駒内駅：真空温水器 SV-5003K・A
特 定 理 由	本業務は昭和鉄工製真空温水器の更新修理を行うものである。 昭和鉄工製の真空温水器においては、東テク北海道株式会社での保守が指定されている。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	ボイラー耐火材修理(川重冷熱製)／
特 定 業 者	川重冷熱工業(株) 札幌支店／
(特 定 機 種)	南車両基地：暖房ボイラー KS-30 型 2 台／
特 定 理 由	本業務は川重冷熱工業製ボイラー 2 基の耐火材修理を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため標記業者特定としたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号／

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線電気室ほか無停電電源装置オーバーホール
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特定機種)	無停電電源装置
特 定 理 由	本件は、南北線「さっぽろ駅第 1 電気室」「中島公園駅電気室」、東西線「二十四軒駅電気室」「円山公園駅電気室」「西 18 丁目駅電気室」「西 11 丁目駅電気室」「東札幌駅電気室」「白石駅第 1 電気室」に設備している無停電電源装置の部品交換及び基板の通電検査を伴うオーバーホールを行い、機器の性能維持、延命措置を図るものである。標記業務の履行にあたっては、当該無停電電源装置の製造会社（GSユアサ）占有の技術及び知識が必要である。 上記業者は、製造会社から保守専門会社指定を受けており、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能業者が標記業者に限定されるため、特定して随意契約することとした。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南大通変電所回生電力貯蔵装置用コンバータ部品交換
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特定機種)	回生電力貯蔵装置
特 定 理 由	本件は、東西線「南大通変電所」に設備している回生電力貯蔵装置用コンバータの部品交換を行い、機器の性能維持、延命措置を図るものである。標記業務の履行にあたっては、当該装置の製造会社（GSユアサ）占有の技術及び知識が必要である。 上記業者は、製造会社から保守専門会社指定を受けており、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能業者が標記業者に限定されるため、特定して随意契約することとした。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	交通局仮庁舎におけるイントラネットワーク構築業務
特定業者	パナソニックコネク株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社
(特定機種)	
特定理由	当該特定業者は、別業務にて交通局本局庁舎のイントラネットワークの保守・管理を担っている業者である。 仮庁舎へのイントラネットワーク構築においては、本局庁舎における機器構成等の情報を熟知していることが必須であるため、業者の特定が必要となったもの。 (競争入札により、金額のみによって業者を決定し、万が一設定等において不具合があった場合、交通局全体でイントラネットが使用不可となり、業務に著しい支障が生じる。)
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

7073

業 者 特 定 理 由 書

名称	栄町変電所遮断器細密点検及び部品交換
特定業者	株式会社明電エンジニアリング 北海道支店
(特定機種)	
特定理由	本件は、東豊線栄町変電所に設置された6.6kV遮断器の細密点検及び部品の交換を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社機器の保守、故障対応、修理を行っている）の1社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたしたい。 ※上記製造会社（明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名 称	空調機修理(日本キャリア製)その2
特 定 業 者	札幌日信電子(株)
(特 定 機 種)	東芝製空冷パッケージ MMY-MAP4506H・MMY-MAP3356H
特 定 理 由	本業務は日本キャリア(株)製のパッケージエアコンの整備業務を行うものである。日本キャリア(株)製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されている。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

名 称	昇降機修理(フジテック製)
特 定 業 者	フジテック(株) 北海道支店
(特 定 機 種)	フジテック(株)製 ・北13条東駅エレベーター3号機 (コンコース～地上1番出入口) ・真駒内駅エスカレーター2、3号機 (ホーム～コンコース階)
特 定 理 由	本業務はフジテック(株)製エレベーターの修繕作業を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	南北線さっぽろ駅費用便益検討業務
特定業者	日本交通技術株式会社
(特定機種)	
特定理由	【特定業者と契約する理由】 本業務は、南北線さっぽろ駅ホーム増設事業における再評価の一環として、現時点における費用便益分析を行い、過年度成果の時点更新を行うとともに、当初未計上であった追加便益の検討・算出を行うことで費用便益比等の指標を再算出することを目的とし、実施するものである。／ 標記業者は、これまで南北線さっぽろ駅ホーム増設に係る設計を計10件受注しており、南北線さっぽろ駅に精通し、当初の費用便益分析および新規事業採択時の総括表作成も行っていることから、歩掛低減および打合せ回数の省略が可能となる。したがって、特命随意契約とすることで一般競争入札と比べ約12%低廉な金額にて積算が可能となることから、標記業者と特命随意契約することといたしたい。／
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

7090

業 者 特 定 理 由 書

名称	交通局庁舎移転に伴う輸送管理システム移転業務
特定業者	株式会社 日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	本業務は、令和8年度に予定している交通局庁舎移転に伴い、移転先庁舎における安定稼働へ向け、輸送管理システム（以下、「本システム」という）を移転先庁舎へ移転することを目的としている。 本システムは、当局独自の仕様により、標記業者が開発・改造したものであり、移転後の動作確認にあたっては、標記業者独自のシステム面の知識や技術が必要不可欠である。 また、各行程における機器の取り扱い状況を明確にし、移転後の本システムに障害が発生した場合に、障害原因が特定可能となるよう、機器の運搬・配線の脱着・移転先における動作確認を同一の業者において実施する必要がある。 以上のことから、本業務を履行できるのは標記業者に限られるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づき標記業者と随意契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	軌道検測装置年次点検業務
特 定 業 者	株式会社カネコ
(特 定 機 種)	
特 定 理 由	【特定業者と契約する理由】 本業務の対象となる装置は、本市地下鉄走行路面を検測するため、当局独自の特殊仕様で製作している。 このため、点検にあたっては本装置に関する専門的な知見が必要であり、装置の製造業者である標記業者以外では点検を実施することが困難であるため、随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 号第 1 項第 2 号

業者特定理由書

名 称	南北線5000形 信号装置交換業務
特 定 業 者	札幌日信電子株式会社
(特 定 機 種)	
特 定 理 由	信号保安装置、誘導無線装置及び車内放送装置の載せ替え業務を行う。 本件は載せ替え後に試験調整が必要な案件であり、試験は重要部・全般検査における総合検査相当の確認を必要とする。そのため、履行にあたってはメーカー占有の知識・技術を必要とする事から、保守専門会社による履行が必要となり履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	澄川受電所ほか自家発電設備整備
特定業者	株式会社明電エンジニアリング 北海道支店
(特定機種)	
特定理由	本件は、南北線澄川受電所、東西線新さっぽろ変電所、東西線宮の沢変電所に設置された自家発電設備の部品交換および点検整備を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社の機器の保守、故障対応、修理を行っている）の1社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとした。 ※上記製造会社（株式会社明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、特定業者は標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	昇降機修理(日立製)
特定業者	(株)日立ビルシステム 北海道支社
(特定機種)	(株)日立ビルシステム製 ・ 発寒南駅エスカレーター4, 5, 6, 8号機 (コンコース～地上1番出入口、コンコース～2番出入口) ・ 南郷18丁目駅エスカレーター3号機 (コンコース～3番出入口) ・ 月寒中央駅エスカレーター8号機 (コンコース～3番出入口)
特定理由	本業務は(株)日立ビルシステム製エスカレーターの修繕作業を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7106

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線 8000 形車両車内防犯カメラ設置業務
特 定 業 者	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社
(特定機種)	JR 東日本テクノロジー株式会社製 車内防犯カメラ ETSED01313
特 定 理 由	東西線 8000 形車両では、令和 7 年度の業務委託にて、上記機器が適合することを調査した上で、6 編成に上記機器を導入した経緯がある。 導入する機種が異なることにより、機器の運用及び保守管理に悪影響を及ぼすことを防止するため、残り 18 編成においても、同等の機器を採用する必要がある。 設置業務の履行にあたっては、機器メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者が機器メーカーである JR 東日本テクノロジー(株)から保守専門会社の指定を受けている標記業者 1 者に限定されるため、特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7107

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線 9000 形車両車内防犯カメラ設置業務
特 定 業 者	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社
(特定機種)	JR 東日本テクノロジー株式会社製 車内防犯カメラ ETSED01308
特 定 理 由	東豊線 9000 形車両では、令和 6 年度の業務委託にて、上記機器が適合することを調査した上で、これまで 14 編成に上記機器を導入した経緯がある。 導入する機種が異なることにより、機器の運用及び保守管理に悪影響を及ぼすことを防止するため、残り 6 編成においても、同等の機器を採用する必要がある。 設置業務の履行にあたっては、機器メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者が機器メーカーである JR 東日本テクノロジー(株)から保守専門会社の指定を受けている標記業者 1 者に限定されるため、特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7108

業者特定理由書

名称	昇降機照明LED化ほか（東芝製）
特定業者	東芝エレベータ(株) 北海道支社
(特定機種)	東芝エレベータ(株)製 中島公園駅エレベーター1号機、エスカレーター1～4号機 すすきの駅エレベーター1～3号機 北12条駅エレベーター2号機 北18条駅エレベーター2号機 宮の沢駅エスカレーター1～6号機 豊平公園駅エスカレーター1～8号機 東区役所前駅エスカレーター1～6号機
特定理由	本業務は東芝エレベータ製昇降機の部品交換および修理を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、 標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7109

業者特定理由書

名称	中島公園駅エレベーター敷居交換（東芝製）
特定業者	東芝エレベータ(株) 北海道支社
(特定機種)	東芝エレベータ(株)製 中島公園駅エレベーター 2～3号機
特定理由	本業務は東芝エレベータ製昇降機の部品交換および修理を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、 標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7/20

業者特定理由書

名 称	東西線8000形車両照明器具更新作業
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
(特定機種)	
特定理由	本件は8000形車両の照明器具の更新に伴う、既存機器の取外し及び更新機器の取付作業を行うものである。 検車業務、車両の改修・整備、車両部品による保守契約の対象となっており、本業務と履行箇所が重複するため車両故障・事故発生時の原因及び責任の所在を特定する必要がある。 また、本件の交換業務は上述の業務の範囲外であるため新たに業務委託を発注する必要がある。 本業務の履行にあたっては、東西線8000形車両の車体及び艤装に関する知識や技術等を必要とし、履行可能業者が保守指定会社1者に限定される。 したがって、車両製造会社である川崎重工業株式会社から車両保守業務等事業について承継した川崎車両株式会社より保守専門会社の指定を受け、業務範囲の検車業務、車両の改修・整備、車両部品を受託している標記業者に特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名称	さっぽろ駅（南北線・東豊線）機器更新製造付帯業務
特定業者	日本信号株式会社北海道支店
特定理由	本業務は、さっぽろ駅における券売機及び精算機の更新に伴い、駅都度データの改修並びに駅務システムに係る動作試験を実施する業務である。 これらの機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7/32

業 者 特 定 理 由 書

名称	本局庁舎大規模改修に伴う IC 通信ネットワーク移設業務
特定業者	株式会社北海道日立システムズ
(特定機種)	
特定理由	本物件は、本局庁舎大規模改修に伴い、IC 通信ネットワークの一部機器の移設作業及び動作確認を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、札幌市交通局の IC 通信ネットワークに関するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、また、業務履行中に万が一障害が発生した際には、稼働状態から故障の原因を類推し、確実に対処する必要がある。 標記業者は、当該設備の保守指定会社であり、上述の履行に必要な条件を満たしている。 上記のことからも、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名称	次世代乗車システム検討支援業務
特定業者	札幌総合情報センター株式会社
(特定機種)	
特定理由	本業務は、令和7年度実施した「次世代乗車システム調査業務」の調査結果を受け、磁気券廃止へ向けたQRコード乗車券システムの導入実現へ向け、各券種の移行方法やQRコード乗車券の運用方法などの本市における課題を抽出し、解決へ向けた支援を行うことを目的としている。 当該業務の実施にあたっては、令和7年度の「次世代乗車システム調査業務」における調査内容及び検討事項が前提知識となるほか、磁気券廃止にあたり一部の磁気券をSAPICAへ移行することを予定しているため、SAPICAの内部仕様についての専門的知識が必要不可欠である。 このため、ICカードSAPICAの発行業務を行い、当該ICカードの内部仕様に精通している札幌総合情報センターが本業務を実施可能な唯一の事業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社との随意契約としたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号